**第5回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時　平成３０年２月２０日（火曜日）午後３時から５時まで

場所　國民會舘住友生命ビル１２階大ホール

出席委員

　嵐谷　安雄　　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会評議員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻

特別支援教育実践研究センター長　教授

　河﨑　建人　　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

倉町　公之　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

下村　喜幸　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

髙橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

坪田　真起子　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

豊田　泰隆　　株式会社ＫＯＴＯＹＡ代表取締役

中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

　　　　　　　　特定非営利活動法人大阪障害者センター理事長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

吉川　和夫　　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会顧問

　◎　会長

オブザーバー

　村田　泰弘　　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長（代理：渡邉　和江課長補佐）

　清水　俊博　　近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長

　河原　勝利　　茨木市健康福祉部障害福祉課長

○事務局　それでは、定刻になりましたので、「第５回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より、一言ご挨拶申し上げます。

○室長　皆さまにはご多忙の中、第5回大阪府障がい者差別解消協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから大阪府の障がい福祉施策の推進に特別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆さんご存知のように現在、平昌オリンピックでの日本選手の活躍がたいへん報道されておりまして、日本中が盛り上がっているところでございますが、来月にはパラリンピックも開催されることになっております。２０２０年の東京オリンピック、パラリンピックの影響もありまして、以前に比べますと障がい者スポーツについても、かなり報道が多くなってきたと思っておりますが、その扱いにつきましては、まだまだ大きな差があると思っております。この差を解消いたしまして、オリンピック同様の盛り上がりを願うというのは、これは時代ではないかなと思っております。

こういった中にありまして、平成２８年４月１日、障害者差別解消法、それから大阪府の条例が施行されまして、早くも２年が経過しようとしております。広域支援相談員への相談内容を見ますと、障がいや障がい者について正しく理解されていないのではないのか、そういった事案がかなり見受けられるところでございます。啓発の重要性をひしひしと感じているところでございます。このために今年度は合議体における相談事例等の検証、分析に加えまして、大阪府民の関心と理解を深めるために、平成２７年３月に作成いたしました大阪府障がい者差別解消ガイドラインをこれまでの相談事例等を踏まえまして、より充実したものとなりますように、改訂作業に取り組んでまいります。この間、ご多忙にも関わらず８回にわたる合議体におきまして、会長をはじめ、ご参画あるいはご視察をしていただきました委員の皆さまには、貴重なご意見やご助言を多数いただきまして、改めて深くお礼を申し上げます。本日はご議論いただきましたガイドライン改訂版の案、それから今年度の取組みと相談事例等の検証報告書の案につきまして、ご審議いただくこととしております。

また、前回の本協議会でご報告いたしました、出前講座事業におきまして作成いたしました啓発のためのＤＶＤもご覧いただくこととしております。そのつながり、社会の実現には、社会全体での取組みが不可欠でございます。大阪府といたしましては、公益的な観点から市町村としっかりと連携をいたしまして、大阪府民全体で差別解消に向けた取組みが一層深まりますよう、引き続きさまざまな相談事案の蓄積、取組みの分析や評価等をおこないますとともに、啓発活動の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、大阪府では「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに２０２５年の万国博覧会の誘致を目指しております。「いのち輝く」という言葉は障がいのある人もない人も、一人一人が人として尊重され、その人らしく生きる、そのことをしっかりと支える社会福祉の実現につながると考えております。この秋には開催地が決定されることになります。皆さまにもさまざまな場面におきまして、大阪府万国博覧会の実現に向けましてご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に本日は限られた時間でございますが、皆さまにはそれぞれの専門的見地から忌憚のないご意見、ご提案を賜りますよう、お願い申しまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、現在の委員は、配布しております委員名簿のとおりでございます。本日は委員数２０名のうち、委員１７名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、３名の委員は本日ご欠席でございます。また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第３条の規定により出席いただくオブザーバー５名のうち、３名のご出席をいただいております。続きまして、事務局について、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしております。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第

配席図

解消協委員名簿

解消協専門委員名簿

資料１－１　障がい者差別解消ガイドライン（概要版）（案）

資料１－２　障がい者差別解消ガイドライン「解説編」（案）

資料１－３　障がい者差別解消ガイドライン「事例編」（案）

資料２－１　障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（概要版）（案）

資料２－２　障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）

参考資料１　「障がい者差別解消ガイドライン改訂版（案）に対する府民意見等（パブリックコメント）について」

参考資料２　平成３０年度障がい者差別解消総合推進事業について

参考資料３　平成２９年度出前講座事業について

その他　参考資料として「別冊ファイル」をお配りしています。

また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第４条に基づき、倉町委員と辻川委員からご提出いただいた資料をお手元に配布しております。

資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。

後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員等がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

○会長　たいへんご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。三寒四温とも言いますが、本日は非常に暖かい日になっております。大阪城の桜が咲いたと言っても信じてしまいそうな気温でなかろうかと思いますが、まだまだインフルエンザが猛威をふるっているようございます。おかわりありませんでしょうか。本日は第５回大阪府障がい者差別解消協議会ということで、皆さま方にお諮りしたいことが何点かございます。次第に従いながら議事進行を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

今日の議題は３点でございます。障がい者差別解消ガイドラインの改訂について、障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書について、そしてその他案件がございます。

それではこの３点について議事を進めてまいりたいと思います。

まず、最初の障がい者差別解消ガイドラインの改訂について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

○事務局　事務局でございます。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

昨年１０月に開催いたしました、前回の差別解消協議会におきまして、委員の皆さまにいただいたご意見やその後の合議体での議論を踏まえまして、加筆修正したものを、それぞれ資料１－２として「解説編」、資料１－３として「事例編」をご用意させていただいております。本日は要点を打ち込んだ「概要版」としまして、資料１－１としてご用意させていただいておりますので、こちらでご説明させていただきます。１０月の解消協議会と説明の重複があるかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。

それでは、資料１－１の概要版をご覧いただけますでしょうか。墨字版では表が「解説編」、裏が「事例編」となっております。

まず「解説編」についてご説明いたします。現行のガイドラインの作成時は、まだ解消法や条例の施行前であったことから、今回のガイドラインにおきましては、解消法や条例施行前まで、国の基本方針や条例について盛り込ませていただくとともに、内容の整理を図っております。

まず、ガイドラインの目的についてですが、障がい者差別について、府民の理解を深める、「理解し合うこと」「対話すること」「考えること」のきっかけを提供、府民全体で差別の解消に取り組む。この三つを整備して掲げさせていただいております。次に障がいを理由とする差別とは、としまして、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供につきまして国の基本方針を参考にしまして、それぞれの概念について掲載しております。内容の文案につきましては、解消協で協議していただきましたご意見について、合議体で検討いたしまして、反映させていただいております。点字版では2ページ目となります。その他不適切な行為、大阪府では法上の差別の類型には該当しませんが、障がいのある人に対する不適切な発言や態度につきましては、差別につながる恐れがあり、法の趣旨を損なう行為であると考えまして、これらについても適切に対応することが重要であるということから、「不適切な行為」として整理し記載しております。

次に行政機関と事業者に求められる内容です。行政機関におきましては、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供とともに、法的業務であること、また具体的な対応につきましては、国の基本方針に即して、当該機関における取組みを確実なものとするため、対応要領を作成して、適切に対応する旨を記載しております。事業者におきましては、不当な差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の提供は努力義務であることに加えまして、国の基本方針に即して、事業分野の主務大臣が対応指針を作成して、事業者はこれを参考に自主的に取り組むことが望まれる旨を記載しております。なお、本文には参考としまして、各省庁の対応指針についてご紹介をさせていただいております。点字版では３ページに移ります。また、法では不当な差別的取り扱いの禁止や合理的な配慮の提供のみではなく、合理的配慮を的確に行うための環境の整備について、行政機関や事業者に対して、一般的責務に位置づけ、その対応を求めていることからその旨も記載しております。なお、この概要版には記載しておりませんが、本文には身体障がい者補助犬への対応や、雇用分野の取り扱いについての対応も盛り込ませていただいております。

次に、「障がい者、事業者、府民とは？」につきまして、ここでは障がい者、事業者、府民のそれぞれについての定義の説明を記載しております。また一般私人の行為などは、法の規制対象としておりませんが、事業者も突き詰めれば、個人で構成されていることから、府民全体で障がい理解を深めることによって、差別解消に取り組む必要がある旨をここでは記載しております。

最後に点字版では４ページ中段あたりになりますが、「障がいを理由とする差別に関する相談と解決の仕組みとは？」としまして、本文には差別解消法における相談体制の整備に対する事項を記載するとともに、大阪府の条例における相談体制の仕組みについて掲載しております。ポイントとなることを概要版に記載しております。各市町村において相談窓口が設置されていること、また条例に基づき大阪府で広域支援相談員を配置して、市町村支援や直接の相談に対応していること、また差別解消協議会を組織して、その下で合議体によって助言やあっせん等の紛争解決の仕組みについての説明という形にしております。

墨字版では裏面をご覧いただけますでしょうか。点字版では６ページになります。次は「事例編」についてご説明させていただきます。「事例編」につきましては、共生社会の実現の一助として、「不当な差別的取扱い」や「望ましい合理的配慮」の具体的事例を掲載しまして、府民が事例集を活用することにより、障がいを理由とする差別の解消に向けた理解や取組みが広がるとともに、障害者差別解消法の意義や趣旨の浸透が図れるようにすることを目的としております。

まずガイドラインの分野でございますが、ガイドラインの対象分野については、現行のガイドラインを踏襲しまして、日常生活や社会生活に深く関わる場面を、商品・サービス分野、福祉サービス分野、公共交通機関分野、教育分野、住宅分野、医療分野の六つの分野に整理して記載しております。点字版では7ページとなります。これらの対象分野とともに障がいのある人に対する情報保障について内容を充実させていただきました。日常生活のあらゆる場面で情報保障は必要不可欠であり、障がいがある人に対して情報提供やコミュニケーションに関する配慮が重要であること、また本文には情報保障に関する具体例をあげて記載しております。

次に分野ごとにおける不当な差別的取り扱いおよび望ましい合理的配慮について、それぞれ具体例を掲載しています。ここでは本文に掲載している事例を一部抜粋して紹介しております。またガイドラインには、不当な差別的取扱いおよび望ましい合理的配慮に加えまして、環境の整備、また大阪府独自で設けましたその他不適切な行為等につきましても、具体的な事例を掲載しております。また本文に盛り込めない事例につきまして、参考としまして事例一覧と巻末に掲載しております。また後ほどご確認いただければと思います。また「解説編」「事例編」とも、大阪府民の皆さまがより理解を深めていただくよう、委員や専門委員のご協力を得て、コラムを挿入しております。

なお、「参考資料１パブリックコメントの状況」をご覧いただけますでしょうか。このパブリックコメントに対する大阪府の考え方につきましては、現在関係諸各課と確認中でございまして、整理しているところでございますので、まだ公表に至ってございません。このため本日は概要のみをご報告させていただきます。点字資料では参考資料１の２ページとなります。意見としましては、事例編に関わるもの９件、うち教育分野に関するもの７件、環境の整備に関するもの１件、情報保障に関するもの１件、対象外２件でございました。これらの意見は事務局で検討いたしまして、一定ガイドラインに反映させていただきます。例えば、教育分野での合理的配慮の例としまして、ノートテイクを追記いたしました。また、授業中、情緒不安定になる生徒が落ち着く場所として、当初は「一人になれる場所を用意する」と記載しておりましたが、パブリックコメントの議論を踏まえまして、必ずしも一人になれる場所とは限らないため、「静かに休む場所を用意する」と修正させていただいております。ただ、環境の整備の例としまして、「音声情報を示す電光掲示板を利用する」なども追記しております。なお、パブリックコメントでは、否定的なものやガイドラインの趣旨が変わるようなご意見はございませんでした。対象外になった２件につきましては、個別の相談となる内容でございました。大阪府のホームページにおきまして、公表は２月下旬を予定しております。ガイドラインの改正に関する説明は以上となります。以上、事務局からでした。

○会長　はい、ありがとうございました。１０月の第４回解消協議会にて、ガイドラインの改訂の素案をお示しさせていただきました。そこで皆さま方のご意見、合議体での審議を踏まえまして、「解説編」と「事例編」、それぞれの内容について事務局にて精査していただき、今回お示しいたしました案を作成した次第でございます。ボリュームがたいへん大きいですので、資料１－１のガイドライン「概要編」にて説明いたしましたが、本文については資料１－２ガイドライン「解説編」、資料１－３ガイドライン「事例編」の案をご覧いただければと思います。「解説編」では、法や基本方針、条例について記載されています。また「事例編」では、昨年度の広域支援相談員が受け付けた相談事例の検証等も踏まえた内容としており、具体的な事例についても、府民にわかりやすいものを事務局に整理いただいたものでございます。府民への啓発として適切な内容が盛り込まれているかどうか、構成や表現について適切であるかどうか、皆さま方のご意見をお聴きしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見など頂戴できれば幸いでございます。どなたからでも結構でございます。お願いいたします。

○委員　本質的なものではなくて、非常に細かなことになるのですが、実はこの「概要版」を見させていただいて、「事例編」になりますか、点字版はどこか指摘はできませんが、「事例編」の「ガイドラインの対象分野とは」という表現が左の上にございます。そこの対象分野のそれぞれのサービス分野とか分野の並び方が、商品サービス分野、福祉サービス分野、公共交通機関分野、教育分野、住宅分野、医療分野になります。ところがその下のそれぞれの項目の並び方が、教育分野と住宅分野が逆ではないかと少し気になりました。資料の１－３のガイドラインの「事例編」の目次を見ますと、これは住宅分野が先で、教育分野が後ろになっています。ところが資料の１－３の４ページのところから、「ガイドラインの対象分野とは」がございますが、そこの５ページの並び方を見ますと、５ページのイラストをどのように見なさいということか分かりませんが、通常は公共交通機関分野の次は教育分野にいくと思うのですが、ここがこの文字通りにいくと、公共交通機関分野の次は住宅分野になってしまいます。ここのあたりの整合性が全く取れていないので、どちらかに統一するなど、どうされるでしょうか。

○会長　はい、どうされますか。

○事務局　こちらの資料作りがまずく、大変申し訳ございません。これは目次とおりに、この掲載順にきちんと整理して修正させていただきたいと思いますので、この本文の目次のとおりに並び替えさせていただきたいと思います。概要版も順番があべこべになっておりまして、大変申し訳ございませんでした。きちんと整理させていただきます。

○委員　ということは、住宅分野が先で教育分野がその次ということですか。

○事務局　はい、その通りで、まず順番からしますと、商品・サービス分野、福祉サービス分野、公共交通機関分野、住宅分野、教育分野、医療分野という並びになります。

○委員　そうしましたら、資料の１－３の５ページのところのイラストも順番が変わるということでよろしいですね。

○事務局　はい、それで結構でございます。

○委員　では、概要版も訂正されるのですね。

○事務局　はい。そうです。

○会長　はい、ありがとうございました。その他、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。委員お願いいたします。

○委員　ガイドラインの「事例編」の資料１－３、１４ページ、公共交通機関の分野のところになります。１４ページの上から具体的な事例のところなのですが、その中でまず「物理的環境の配慮に関すること」の記載があります。その中に、ろうあ者の立場で言いますと、今の社会は音声の情報がほとんどです。最近は文字や手話の動画など目で見てという設備に変わっているところ、ホームの電光掲示板なども少しは増えてきていますが、ボタンもいろいろな場所を含めて、事例として、音声放送に変わる見える化で、文字や手話動画などで情報提供をするという文書を入れていただきたいと思います。なぜかと言いますと、このような具体的な例がないと、どうしても音声情報の提供に偏ってしまうという心配があります。聞く、見る、この二つが大切なところだと思いますので、そういう意味でお願いしたいと思います。

もう一つ、同じ資料の教育のところ、２０ページの真ん中あたりのところなのですが、主に意思疎通の配慮についてのことが書いてあります。黒点の２番目のところ、聴覚障がい者のある子どもに対して、授業では常に黒板に板書をおこなうとともに、先生ができるだけ大きく口を開けて話をする、口の動きでできるだけ理解をするという工夫をすると書かれていますが、口話のことだと思いますが、それは子どもが言葉を理解している前提で、口話をいえば通じるかもしれませんが、新しい言葉、子どもがまだ覚えていない言葉、見たことがない言葉を口話で教えるのは無理です。ですから方法としましては、板書、それから口型または手話などを入れて、会話ができるようにする、理解できるようにするということを入れてほしいと思います。今のところはその2点です。

それから、もう1点あります。もう1点は、ガイドラインの「解説編」の話をしてもよろしいでしょうか。最後のところに参考として大阪府とか国のホームページを参照してくださいと書かれてあります。せっかく載っているのだったら、公共交通機関のあたり、バリアフリー法に関わる部分が多いですね。大阪府の福祉のまちづくり条例も作られているわけですから、参照先も載せてもらったらいいのではないかと思います。建設業者またはリフォームなどをやる時に見ていただいて、いろいろな設備、目で見るための機械とか音声とか、また見えない方のための設備も参考になることが多いので、それも合理的配慮の提供に結びつきますので、参考として紹介として載せていただけたらいいのではないかと思います。あえて言いますと、手話言語条例もせっかくあるので、その二つを入れればもっと内容が深まるのではないかなと思います。

○会長　はい、事務局、いかがでしょうか。

○事務局　はい、事務局です。まず1点目の電光掲示板の関係でございますが、今日、「事例編」の２７ページ、点字版で８６ページの中に、読み上げさせていただきますが、「公共交通機関や施設などで音声情報を示す電光掲示板や点字案内板、触地図を設置したり、張り紙などを展示する」という事例を全体で充実して、環境の整備に関する事例の中の、中ぽつで言うと８個目になります。この環境の整備のところに掲載させていただいているのはどうかということを、今回の機会に伺いたいのと、２点目の内容を取り込む件と、３点目のホームページの参照先、これも対応可能だと思いますので、事務局としては取り込み可能と考えております。

○会長　はい、ありがとうございました。その他ご意見ございませんか。お願いいたします。

○委員　私はガイドラインの「事例編」の資料１－３の８ページのところで少しご意見をお聞かせいただきたいのですが、不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例のところで、下から四つ目の中ぽつですが、スーパーでの買い物の際、「電動車いすは危ない」という思い込みから、手動車いすに乗り換えるよう条件をつけるということで、記載していただいておりますが、現状問題がなければ電動車いすで当然お買い物をしていただくという場合もあるのですが、店内が込み合っていた場合に手動の車いすに乗り換えていただくというご案内をする場合もある企業もあるのですが、これは「不当である」ということの見解でよろしいのでしょうか。それと現実電動車いすとほかのお客さまが接触事故を起こされているという事例もありますので、そういう危険性を回避するために、手動に乗り換えていただくご案内をしている可能性もありますが、そのあたりのところをどう理解をすればいいか、教えていただければと思っています。

○会長　はい、よろしくお願いします。

○事務局　はい、事務局でございます。電動車いすに関しましては、合議体でも、いろいろご意見をいただきました。まずは電動車いすを使っている利用されている方にとっては、電動車いすは道具ではないと、自分の足だという考え方の方もいらっしゃるし、それから電動車いすは速度制限、速度を変更したりできることもあります。そういうことで、われわれでは、一方的に電動車いすが危ないという観点で、ということではなくて、可能なかぎり電動車いすの方が自分の意思で買い物をするという環境を作っていただきたいというのが、法の趣旨に適う考え方なのだと思います。もし仮に物理的な問題があれば、しっかり説明していただくことが法の趣旨ではないかと考えております。

○会長　はい、いかがでしょうか。もし今の説明にご意見がございましたら、

○委員　はい、当然今おっしゃったようにできるだけ電動の車いすでお買い物いただくのが、乗換えていただく手間もございますのでいいのだとは思います。ただ逆の言い方をすると電動車いすの方はお断りということで、入店拒否をするということは当然不当かという認識の中で、逆に合理的配慮ということで、できる中で手動のほうに乗り換えていただくという判断を持っていた場合があったので、そこのところがこの書き方ではどうも全くだめのようなイメージを受けてしまうということなのです。

○会長　はい、ありがとうございます。電動車いすの方を入店拒否したらおそらく一発アウトでしょうね。あと、込めた意味合いは、思い込みから拒否をしないというところがとても重要で、具体的な危険があるかどうかというところが一つポイントになるかもしれないですね。その具体的な危険があった場合でも、相手の気持ちを理解して、体の一部だとお考えになっている相手の気持ちを理解した上で、こちらの考え方を伝える、話し合う、対話する、そして考えることを少し丁寧にしていただくことで、事業者側の思いも伝わるし、障がいのある方々の思いも伝える機会を少し持っていただけると、ただちに不当な差別的取り扱いになるということはならないのではないかと思います。はい、その他ご意見等ございますでしょうか。では、最後お一人の方で委員、お願いします。

○委員　失礼します。ガイドラインの改訂に向けて合議体で議論を重ねていただきまして、本当にありがとうございます。かなり充実していただきまして、改訂が進んだと思います。やはり事例の検討から具体的な差別の事例、それから合理的配慮の事例がかなり増えましたので、話し合いとかに使いやすいということがあります。また挿絵の場面が入ったりとか、コラムで具体的な考え方とか、当事者とか支援者の方の思いとかが入っていますので、ガイドラインというと「これはしてはいけない」「これをしましょう」と書いてあるのですが、コラムが入ること、また挿絵が入ることによって、非常に分かりやすい形になったのではないかと、本当に工夫していただいていると思います。

私がこのガイドラインで特に前回も検討してほしいと言ったところは、不適切な行為や発言のところ。それが不適切な行為、差別とは言えないが、不適切な行為は差別的取扱いに準じた形で、対応に取り組んでいきますという形で、「解説編」にも書かれておりますし、事例でも不適切な行為という形で入れていただいています。特に事例などで出てくるのですが、車いす利用者がタクシーに乗車する際に運転手が「車いすを載せるのは迷惑だ」と、結果的には乗せているが、そのような発言をするということが、事例として出ているのですが、これは迷惑だという意識がやはり社会の中で、障がい当事者を社会に出にくくしていることがあると思います。ですからこれらの発言が重なることによって、結果として社会的障壁になっていくと思いますので、この発言とかも今は差別的取扱いに準じたような取組みという形ですが、もっと具体的な事例を出しながら、このような発言はやはり差別的取扱いもあるのではないかと、発言自身も重要視して今後も検討を重ねていくべきではないかと思います。人権の分野ではやはりいろいろな発言が社会的な影響力を持つとか、ヘイトスピーチになるとか、またマスコミで広げられることによって意識が広がっていくとのことで、発言というのは非常に大事にする動きもありますので、ぜひ検討していきたいと思います。ぜひこの話し合い、あるいは相談の対応にこのガイドラインを使っていけるように、またガイドラインの普及についても一緒に広めていけたらと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。ご意見ということでご頂戴させていただいたらよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。時間の関係もございますので、質疑・意見交換はここまでとさせていただこうと思います。貴重なご意見をありがとうございました。いただきました意見につきましては、今後の運営に反映するよう事務局と調整させていただこうと思います。

続きまして、議題２でございます。「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　はい、事務局でございます。それでは今年度の取組みの報告書となります「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」につきましてご説明させていただきます。

この取りまとめにあたりましては、合議体において、総合的な分析と検証をおこなっていただきました。その成果としまして、本日「差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」という形で説明させていただくことになりました。本日は、資料２－１として概要版、資料２－２として報告書・本文をお配りさせていただいております。報告書（案）は墨字版では５９ページ、点字版では２２４ページとなります。本日は概要版を中心に一部本文もご覧いただきながらご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたします。

まず、報告書の構成をご説明いたします。資料２－２の本文の目次をご覧いただけますでしょうか。点字版では２ページ目となります。大項目としまして６点ございます。１点目としましては「広域支援相談員の体制等と相談対応」、２点目が「合議体における助言・検証の実施」、３点目が「質的調査手法を用いた相談事例の検証」、点字版では３ページ目に移ります。４点目が「府内市町村に対する支援の取組み」、５点目が「障がい理解に関する啓発の取組み」、６点目が「まとめ」となっております。

それではポイントを中心にご説明いたしますので、資料２－１の概要版の１ページ目をご覧ください。この報告書は大阪府における差別解消の取組みを検証し、条例規則に規定しております見直し・検討に資することを目的に、相談支援、広域支援相談員の相談状況等を総合的に分析・検証し、結果をまとめさせていただきました。具体的には相談事例の対応件数や累計ごとの件数など、量的な数値につきましては、昨年度と比較できるように分析しております。加えまして、新たな試みとして質的調査による分析を行ないました。この質的調査の手法を用いまして、相談事例を深く掘り下げ、具体的な状況、対応の経過、紛争に至った要因を整理しております。この他、府内市町村への支援や啓発活動を含めた、大阪府における差別解消の取組みを取りまとめております。

まず、1点目の広域支援相談員の体制等と相談対応につきまして、点字版では2ページ目に移ります。大阪府におきまして差別解消の取組みの最前線となるのが広域支援相談員による相談対応となります。この相談の活動の善し悪しが全体の取組みに大きく影響するものです。このため広域支援相談員の業務の信頼性の確保が不可欠でございます。例えば相談員は非常勤職員でございますので、シフト勤務となっております。相談者から見れば、いつでも同じレベルの対応を求めておりますし、相談員によって大きく対応が異なったりすることは、信頼性に疑問を生じさせることになりかねません。このため相談員間の情報共有と質の高い相談対応力が必要であることから、日報作成による情報共有や定期的なミーティングでの事例検討などをおこなっております。今後、法の周知や浸透を図られることによって、相談事案の複雑化・多様化や増加が見込まれるため、さらに高度な専門性や調整力が求められるとともに、市町村への支援の充実が必要であると整理しております。こういった体制を維持、発展させていくためには、広域支援相談員の人材確保や育成が課題であるとしております。

続いて、広域支援相談員の対応実績に移ります。点字版では３ページに移ります。今年度における相談対応件数は新規相談件数が１２５件、昨年度からの継続件数７件と合わせまして、実相談件数は１３２件となっております。前年度の４月から12月までの８４件と比べ、５割増となっております。このうち不当な差別的取扱いは２２件、合理的配慮の不提供が１１件などとなっております。対応回数につきましては、８０７回と前年度の同期間の３２７回に比べ２.５倍になっております。相談１件あたりの対応回数は、平均６.１回、前年度が４.１回となっており、これも増加となっております。相談者の内訳におきましては、市町村の比率が約3割と、前年度は2割でございましたので、やや増加傾向となっています。障がい種別で見ますと、前年度は肢体不自由が多かったのですが、今年度は特徴として見られるのは、視覚障がいや精神障がいの方が増加しているという結果になっております。

点字版では４ページに移ります。これから相談内容の多様化・複雑化や、紛争解決に向けた相談員による調整の深化したこと、また、広域支援相談員の機能の周知や具体的な連携の積み重ねによる市町村との関係構築が進展してきていること、また、法の趣旨や相談員の窓口が周知されたことによって障がいのある方からの多様な相談が増加したことと考えております。なお、本文では昨年度と件数を比較するとともに、１０月の解障協のご意見を踏まえまして、不当な差別的取扱いにつきましては、拒否、制限、条件ごとの件数、また合理的配慮の不提供に関する事案の件数につきましては、物理的環境に沿いつつ、ルール・慣行の柔軟な変更などの累計を整理しまして掲載しております。また後ほどご覧、ご確認いただければと思います。本日、ご報告させていただいている数値は、あくまでも１２月末までのものとなっております。このため３月末までの数値が確定した後は、ホームページを更新させていただきたいと思いますので、あらかじめご了承お願いいたします。

続きまして、墨字版では２ページ、点字版では４ページ下段となります。合議体における助言・検証の実施についてとなります。ここでは合議体において相談員が対応した相談事例につきまして、計上するなかでいただきましたご意見を踏まえまして、大阪府における考え方の整理したものをお示ししております。

まず、広域支援相談員の相談対応につきまして、当事者間の言い分が異なっても、相談員の役割はジャッジではなく紛争解決につなげること。点字版は5ページに移りますが、また差別に該当するか否かを判断するにあたっては、具体的な状況を深く調査をする必要があるといった、合議体でのご意見を踏まえまして、相談員は中立・公平な立場で、解決方向を示すものであることから、障がい者の意向を確認した上で対応方針を検討しまして、事業者が法の趣旨を理解し、解決を図ること、第一義的な目的であると対応する。また差別の当否について曖昧な情報だけで判断しないよう、詳細な事実確認をおこない、特に、正当な理由や過重な負担の判断にあたりましては、合議体の助言を踏まえ調査をおこなうこととしております。

点字版では６ページに移ります。次に相談の分類と整理について述べます。合議体における意見を踏まえまして、明確な事実確認ができなかったとしても、事業者側からサービスを拒否するような言動があった可能性について十分考慮しまして、検証していくこと、また「他の者とは異なる取扱い」については、その対応がいかに権利を不当に侵害しているか、という観点から、事案によっては「不当な差別的取扱い」に該当する可能性があるものとして取り扱うことと整理しております。

点字版では7ページに移ります。次に合議体による「あっせん」の考え方となります。「あっせん」の対象である不当な差別的取扱いに関しましては、サービスの提供の拒否・制限・条件付けのみに限定して判断するのではなく、「諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うこと」に該当するか否かという観点から、あっせんの申出の取扱いについて検討をおこなうことです。点字版では8ページに移りますが、合議体は、柔軟に紛争解決することを目的とした機関であるという認識のもと、正当な理由の当否が難しい場合でも、 合議体の助言をふまえ、その取扱いを十分に検討することとしております。

今後の課題につきましては、2点に絞って整理しております。合議体の助言により広域支援相談員の対応力も向上していることから、合議体に求められる助言の在り方について、より一層有効に機能させていくためのしくみの検討が必要ではないか。さらには、差別解消協議会が、法の第19条に規定しております「支援地域協議会」の機能も兼ね備えていることから、ネットワークを活用して、相談員のみでは対応困難な事案の紛争解決の後押しをおこなうことが考えられる。このため、相談員のみならず、協議会・合議体の役割や在り方を検証する必要がある旨を記載しております。

墨字版では３ページです。点字版では９ページ目に移ります。次に質的調査手法を用いた相談事例の検証についてでございます。相談対応として有効と思われる取組みの視点や課題を整理するため、広域支援相談員の受け付けた相談事例につきまして、質的調査手法を用いまして相談事例の具体的な状況、対応の経過、紛争に至った要因、紛争解決に至る今後の課題等を分析いたしました。方法といたしましては、相談員が受け付けた相談事例の中から、相談分類が「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」「不適切な行為」であったもので、かつ相談員の関与が高い活動手法であります調整であったものを対象に、相談事例の記録によりカテゴリーを抽出しまして、相談事案が紛争に至る要因と経過、相談員の対応について分析しております。

点字版では１０ページ目の一番下となります。この調査により紛争に至る要因と相談の対応について考察いたしました。その概要といたしまして、事業者においては「知識や経験の不足」「障がい者に対する『偏見』」「不適切な初期対応」「相談体制が未整備」「事業者が構える」といったことなどが、相談者においては「相談者の不安、ショック、遠慮、怒り」「周囲にとっての困りごと、揺れ動くニーズ」などが要因となり、建設的対話ができない状況となる。点字版では１１ページに移ります。そのため、広域支援相談員が「第三者としての介入」をし、「詳しい経過や事実確認」や「相談者への意向確認」をおこなった上で、上記の要因について紛争解決が図られるよう「対応方針の検討」をおこない、調整を行なっているということです。「対応方針の検討」により事業者に対しては具体的知識や配慮の助言、指導的な対応改善の求め、上層部への働きかけなどの手法により個別の事案に応じて対応する。

点字版では12ページ目になります。まとめとしまして、本調査における結果は仮説生成の段階でございますが、事業者に向けた差別の未然防止・再発防止の一助となると考えております。このため身近な相談窓口である市町村における相談対応の道標にもなると考えております。なお、本文では今後の課題としまして、市町村と相談員との連携や合議体における助言・検証と相談員との対応経過と関係についても、そういったものに着目した調査が必要である旨を織り込んでいます。

それでは、墨字版の4ページ目、点字版では１２ページ手前からとなります。「府内市町村に対する支援の取組み」について、まず１点目が市町村ワーキングの実施、相談対応の実務的な手引きとなる「相談の流れ」を作成、差別解消の取組みに関する協議、また市町村の状況の把握、相談対応へのバックアップを図っております。２点目として市町村勉強会の開催、ここでは府内市町村職員を対象に、点字版では１３ページに移りますが、基礎知識の習得、実務の理解、取組に関する情報共有をおこなっております。３点目、出張情報交換会の実施、広域支援相談員が市町村に直接出向き、昨年度から本年度にかけまして、府内４３市町村の担当者と情報交換を実施いたしました。この情報交換におきましては、中には「相談事例がないため事案が挙がった時の対応に不安がある」といった意見をお聞きしております。今後の市町村支援における課題としましては、市町村における障がい者差別の認識の浸透と事例のキャッチ力の向上、また広域支援相談員と市町村の連携、対応スキームの検証、市町村における障がい者差別解消支援地域協議会の設置を挙げております。身近な窓口である市町村の対応力向上が重要な課題でございますので、市町村支援に今後も尽力したいと考えております。

次に「障がい理解に関する啓発の取組み」について、点字版では１３ぺージ下段からございます。ここでは大阪ふれあいキャンペーン、共に生きる障がい者展などの啓発の取組みについてご報告させていただいております。大阪府では広域的な観点から、府民や事業者が障がい理解を深められるよう、工夫した取組みを行なっていく旨を記載しております。

最後にまとめとしまして、点字版では１４ページからとなりますが、繰り返しとなりますが、今後、多様化・複雑化した相談への対応が求められることから、相談員の高い専門性の担保が課題だということ、また差別解消ガイドラインによる府民への啓発活動の充実を図るとともに、事業者における「心のバリアフリー」の実践を支援するなど、必要な取組みを進めていくとしております。点字版では１５ページ目となります。そのため大阪府の役割として、５点に整理しております。相談員の相談対応において、合議体の助言・検証をふまえ、質の高い対応力と専門性を確保し調整力の強化・充実を図る。二つ目としまして、法の趣旨や相談内容の判断の考え方について市町村への周知をおこなうとともに、質的調査による分析をふまえて相談員の対応方法を伝達し、市町村の相談対応力の向上を図る。三つ目としまして、障がいに関する知識や経験の不足、意識の偏りが要因となって障がい者差別が起こることが見受けられたことから、事業者に対して周知・啓発活動を充実する。４点目は、事業者に対して、今回の質的調査で示唆された要因などを改善点として示すことにより、差別の未然防止や 再発防止の自主的な取組みにつなげていく。５点目が、相談員が受け付ける相談事例の中で、類似の事業者が多い、もしくは他分野でも同様の相談が多い場合などにおいては、 国の機関とも情報共有や連携を図ってまいりたいとまとめさせていただいております。

以上が検証報告の説明となります。以上です。

○会長　はい、丁寧に説明いただきました。ありがとうございます。検証報告書については合議体における事例検証に加えて、今年度の報告書には昨年度との比較、そして質的調査手法による事例編、分析、市町村支援の取組み、啓発の取組みなども新たに盛り込ませていただいております。また、広域支援相談員の課題、解消協や合議体の在り方に関する課題等についても挙げていただいているところでございます。ただ今の事務局の説明につきまして、皆さまからご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員　よろしくお願いいたします。検証報告書、こちらの分厚いほうですが、一応読ませていただきまして、非常に立派なものができたと思っております。先ほどのお話で少し触れることができなかったと思うのですが、非常に豊富な事例がありまして、やはりこういう具体な事例を示すことによって、「あ、こういうふうなことは、このように解決すればよいのか」と、解釈できるかと思っております。先ほどのお話でもありましたように、質的調査ということで、やっておられる報告書で、非常にこれは立派な内容ではないかと思います。今回委員が出しておられるようなご意見もありますので、さらに詳しい分析が必要だと思うのですが、そのもとになるのは、先ほどもおっしゃっておられたように、やはり広域支援相談員の方々の地道な努力といいますか、これが欠かせないものだと思います。私は以前に広域支援相談員に関しては3名から出発されたと記憶しておりまして、現在５名おられるということで、３名であった時には、「もうちょっと増やすことはできませんか」と言ったのですが、やはりこれだけの事案を、しかも何回も同じことに関して対応を、平均して６．２回、これほどのことをやっていただいているのは、やはり質的に足らないもの補っていることが基本になっていると思うのです。

それでお願いしたいことは、もちろんもう少し増やしていただきたいこともあるのですが、単に人数だけでなくて、今もやっておられる相談員の方、大阪府のＯＢの方がほとんどだと聞いております。そんなことはないと思うのですが、ある時になって折角やっておられる方がばたばたっと辞められて、人数的には同じであっても、やはりこれだけの質の高い相談対応能力を持っておられる方が、ある時に急に少なくなるということになると、これは非常に問題だと思います。そういうところも含めまして、相談員の方の量的なものと質的なものを担保したいと思っております。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。ご意見として頂戴してよろしいでしょうか。私どもも相談員の方の専門スキル継承とそれに対する支援をどうするかというところが、一番大きな課題であると考えております。貴重な意見を本当にありがとうございました。その他、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員　さきほど委員の話もございましたが、私も何回か合議体の視察に参加させていただきました。皆さん、時間帯であったりとか、長時間であったり、本当にご熱心に深い議論をされたり、それの積み重ねが今日このまとめだと思います。本当に皆さんのご苦労に感謝いたしております。その中で広域支援相談員の事例の検証も去年に比べて件数も増え、また市町村からの数も増えということもお伺いしましたし、直接お聞きしていて施策の中身の深まりみたいなものをとても感じることができました。本当にご苦労さまです。引き続きその積み重ねの中で、より成長して大阪のこの仕組みが意義あるものに高めていけたらと思っております。それでまたこの仕組みを作っていく時に、他府県の動向などもいろいろと参考にしながら、比較しながらという形で大阪の取組みを進めてきたと思うのですが、ここ最近の動向でもし分かれば、他府県の取組みとかその中で大阪府の特徴とか、ここが一番先行しているみたいなことがもしあるようであれば、お教えいただけたらありがたいです。

○会長　はい、事務局いかがですか。先行する自治体とすれば条例を作る際には、千葉県であったり、熊本県の事例など参考にさせていただいて、ただ、差別解消法成立後の条例の在り方は、従来のものとは少し違って大阪府がいるだろうということで、皆さま方からご意見を頂戴したところでございます。その後、自治体においてもいくつかの自治体で、差別解消法成立後の条例制定に関わっているところがございますが、それも含めて事務局より少し施行状況についてお話いただけないでしょうか。

○事務局　はい、事務局でございます。この前もこの2年間の大阪府の差別解消の取組みは、委員の皆さまにご協力いただきまして、合議体という形で、深く事例を検証するなど取り組みを進めてまいりました。こういった取り組みは、ここまで合議体的なものを作って事例を検証してみるというところまでやっているのは、たぶん大阪だけではないだろうかと考えております。また、今年度新たに質的調査という形で取組ませていただきました。量的な、例えば不当な差別的取扱いが何件あった、相談が何件あった、合理的配慮の不提供が何件あったという、例えば障がい種別に何件相談があったということは、他府県でも条例を出しているところでございますが、やはり実際にどういったものが要因となって、どういった場面で起こっているのかということを、初めてチャレンジさせていただいたのは、たぶん大阪府が初めてだろうと考えております。これは合議体で委員の皆様から「こういったものを深めるべきだ」というご意見の中からこういった発想が出てきておりますので、たいへんありがたく思っている次第でございます。他府県の動きとしましては、実は東京都が条例を受けて検討を開始していると聞いております。予定ではこの１０月に条例施行を目指すということで、1月にパブリックコメントを終えまして、今その整理をされていることだと思います。まず大きな動きとしましては、東京都が新たに条例を施行するという動きがあるということでございます。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございました。その他のご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。委員お願いします。

○委員　失礼します。たびたび申し訳ございません。検証報告書、合議体の中でご議論をいただいて、いいものをまとめていただいたのは、本当にうれしく思います。これを基にしながら取組みをつなげられると思います。

３点、意見と言いますか、感想なのですが、1点は検証報告書の２７ページに公共交通機関分野での合理的配慮の相談があります。私どもの相談窓口にも同様の相談があったわけなのですが、車いすに乗っておられる方が駅員さんに「この駅で降ろしてください」と言って、駅員さんはきちんと連絡を取っておられるのですが、その駅に行くと降車の手配がされていないということがあって、それで私どもに相談があったのは、それが複数回あったという形で言われているのですが、5回あって、もう一つは、鉄道会社名は言えませんが、Ａの鉄道会社に乗って移動して乗り換えて、Ｂの鉄道会社に乗る。Ｂの鉄道会社でこの連絡ミス、あるいは連絡は届いたのだが、対応できていなかったというミスが５回あって、Ａの鉄道会社では１回もないのだというところで、もう終着まで行かざるを得なくて、会社に遅れて、会社でも居づらくなるということで、降車に対してのこととは書いてありますが、そういう状況だったのです。合理的配慮のための仕組みは作られているが、それが十分人員の配置とか、いろいろな業務の関係とかで、十分できていないという課題がある。こちらの鉄道会社ではできているが、こちらの鉄道会社はできていないという、状況の違いとかもあって、非常に合理的配慮の提供を義務化するかどうかという検討があるかもしれませんが、難しいところがあると思います。ここは謝罪の場を設けて今後の改善策を検討するという形なのですが、このような形で本当に合理的配慮とか対応の仕組みができていても、それが十分にできるところと、できないところがあることを、どのように埋めていくのか、それは相談では対応できないところだと思いますので、もう少し何か施策を標準化していくとか、あるいは困難なところでどんな工夫をするかとか、もう少し合理的配慮を充実させるために、この相談の案件からいろいろな施策の検討につないでいく必要があると、私はこの事例で思いました。ですから１点目はこのような事例を基にして、やはり課題はたくさん出てくるということを私たちで考えいく必要があると思いました。

２点目はこの分析から施策の改善につなげるということ、私も合議体の議論を聞かせていただいていて、やはり相談の分析から課題を出していくことが非常に大事なので、そういう意味では今回質的調査をしていただいて、いろいろな要因、知識の不足、それから偏見があるとか、初期対応として対応を十分できていないとか、相談者もショックを受けたり、あるいは遠慮するようになったりとか、怒りがあったりとか、そういう要因がやはり整理されていっていますので、ぜひこのような要因を踏まえて、どのように施策に反映させるのかということを具体的に進めていく必要があると思います。大阪府の役割では、この課題の分析から相談を充実させることとか、啓発を充実させますと書かれていると思います。ですから、そこをどのように充実させるのかというのが、今年度が終わっていないのに、来年度のことを言ったらいけませんが、次の課題になるのかと思います。一つ、今回、啓発の取組みのところが載せられていますが、この相談の事例から、相談の分析から、やはり啓発の内容をどうしていくかを問われているのだと思うのです。今は、やはり障がい理解を広げようという啓発だと思うのですが、もっと頑なな態度にはどうするかとか、あるいは対立した場合に、なかなかうまくいかない時に、どんなふうに解決に向かっていくのかという事例を踏まえた啓発の中身も考える必要があるのではないかと思います。人権教育でよく知識と技能と態度を育むというのですが、障がい理解という知識だけではなくて、例えばこのように合理的配慮をしようと思うのだが、うまくいかないこの課題をどのようにしようかという対話を通じてどんな解決策を導き出すかと議論を高めるとか、あるいは頑なな態度に対してそうならないような寛容な対応とか、そういう態度を育むとか、そういうことが啓発には必要になってくると思いますので、具体的に啓発の取組みの内容とか方法にも、この分析を反映していただきたいと思います。ちなみに宣伝ではないのですが、今度私どもの障がい者差別解消講座で「何が差別にあたるのか」をワークショップでやりたいと思っています。そういう事例から学んでいくような機会も必要ではないかと思います。

それからあと、もう1点だけ、今回、市町村の支援で書かれています。私どもも人権相談をやっていますので、今回、広域支援相談員の方に来ていただいて、事例とか相談の解決の方法とかを、報告をしていただきました。相談の事例がよく知れたとか、あるいは相談を解決するためにいろいろな相談の連携とか、そんなことが必要だというノウハウが学べたと、広域支援相談員の方から教えていただけました。そのような形で具体的な事例を基にした交流とか、事例検討を市町村とも連携をとってやっていくということが、本当に必要ではないかと思います。この内容を市町村と共有していくことが必要ではないかと思います。

最後に蛇足なのですが、相談事例等の検証報告書となっているのですが、市町村の連携とか、あるいは啓発の取組みとかということも入ってきていますので、検証報告書を越えて、白書的なものになっていくのではないかと思います。私はそうなったらうれしいと思うのですが、ぜひこの検証報告書を次の施策につないでいっていただきたいと思います。以上です。

○会長　はい、大変貴重なご意見を頂戴しました。ありがとうございます。今後のこの合議体および広域支援相談員の調整、あるいは検証に反映させていただこうと思います。ありがとうございます。これについては、もうそろそろ時間の制約はございますが、2点、委員からご意見を頂戴しています。これについてご紹介いただいた上で、事務局のお考えをご説明いただけますでしょうか。

○事務局　事務局です。まず1点目の提出資料についてから、本日委員がご欠席ですので、事務局から代わりにご意見の概要を述べさせていただきたいと思います。

２点、ご意見がございまして、まず１点目でございます。検証報告書本文の事例に墨字版では１６ページ、点字版では５７ページ、この事例についてなのですが、肢体不自由の人が航空機に搭乗しようとした際に、タラップを足で歩いて自力で上がれない場合は、搭乗できないと言われまして、同行者、職員が抱きかかえること、また車いすを担ぐことは禁止されているとのことで認められずに、結局はご本人が這ってタラップを上がり、航空機に搭乗したという案件でございます。この時の合議体での議論におきましては、タラップを登れない人は搭乗できないという社内ルールの柔軟な変更等について、合理的配慮の不提供の可能性があり、この個別事案においては、タラップを上がって結果的に搭乗できてはいるものの、通常は自力で上がれない場合は、不当な差別的取扱いの可能性があるものとして、議論をしたものです。この件につきまして、委員からは、本事例が下肢の機能障がいによって自力で上がれない人の搭乗を拒否しているため、合理的配慮の不提供ではなくて、不当な差別的取扱いとして分類されるものではないかというご意見を述べていらっしゃいます。

２点目なのですが、こちらの本文の事例５です。墨字版では２０ページ、点字版では６８ページでございます。本事例は病院において知的障がいのある成人女性が十分な説明がなされずに、ご本人やご家族の了解を得ないまま、男性介護職員よりシャワー介助を受けたという事例です。病院側は人員配置上やむを得なかったという回答がございましたが、行政の働きかけにより今後は異性介助がありうる旨の説明と同意を得るよう、改善策が図られています。この時の合議体の議論におきましては、知的障がいがない人には了解を得ずに異性介助をするということが想定しにくいため、他のものとは異なる取扱いとして、不当な差別的取扱いの可能性もあること、その他もし正当な理由があると判断されれば、不適切な行為、不快・不満、または虐待の可能性もあるものとして検証したものです。委員からは、そもそも知的障がいのない人に対して、シャワー介助がなされているのか、もし知的障がいがあるがゆえに介助を受けているということであれば、シャワー介助自体が合理的配慮の提供に当たるのではないかというご意見でした。委員からは結果として対応に問題はなかったのだが、検証報告書の分類にあたっては、法的解釈に問題があるのではないかというご意見が提出されたものです。委員のご意見につきましては、事務局からは以上です。

○会長　続いて、もう１点、委員の提出資料についてお願いします。

○委員　皆さんご存知のように、昨年年末に寝屋川で悲惨な事故が起こりました。これについて、障がい者差別解消協議会の議題になるのかならないのか、そういうこともいろいろと考えたのですが、議題ではないと言われてもしょうがないというつもりで、少し出す準備をしました。原因は現状では分からないが、理由のところをよく読みますと、親による障がいを理由とする不当な差別的取扱いの事例と考える。要するにそれが今まで不当な差別的取扱いを国とか地方公共団体が、もう一つ事業者がということになっているような話、それからこういう事件は「やっぱりじゃないの」という意見もあるのですが、あえて少し出しました。それから重大な死亡事故が大阪府内で発生している。全国的にも注目されている。これについてはやはり何らかの考え方が整理できるかというのは、やったほうがいいのかとつもりでやりました。

それからもう一つ、原因が特定されてはいないですが、現状で分かること、現状で言えること、可能なこと、このあたりはどうなんでしょうということで提出しました。下に参考として、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の差別解消支援地域協議会のこれの目的といいますか、これのことを書いたのもあります。これを読んでみますと、上から３行目の後ろの「関係機関がこの障がいを理由にとする差別に関する相談、および当該相談にかかる事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑におこなうため」と書いてあるわけです。そうしますと関係機関が差別に関する相談、これにはまだかかっていない訳ですから、ここの協議会も対象外と言われる可能性はあると思いましたが、あえて出しました。

あと、別冊のファイルを見ていただきたいのですが、まず1番表に参考資料１－１として法律が書いてあります。この第１条目的、この４行目ぐらいを見ますと、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、その次に行政機関等および事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定める」と書いてありますから、今言われていますところの国とか行政機関と事業者による差別の解消は一つの例で、また頭には差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めてうんぬんと、この差別をなくしていこうと法律自体を書いているわけです。これが１点。

それからその次のページの下のほう、第６条、「政府は障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならない」。その中には次のページにいきますが、その後に４項目書いています。漢字の一です。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向」、これは本文にありました。それから二、「行政機関等が講ずべき、三、事業者が講ずべき、四、その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項」、この四本柱なのです。ですから今やっているのは二番と三番のことについて、われわれは今議論をしていると私は思っているわけです。

それから少し後ろのほうで、参考資料１－２に政府が作った基本方針が８ページか１０ぺージぐらいにあると思うのです。その基本方針の２ページ、上のほうに基本的な考え方（１）法の考え方、このところも先ほど法律で言いました第１条の目的と同じようなことを書いております。やはり社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとか、その後の行政機関等より利用者に対してということです。行政機関等、それから事業者とは、あくまで2番との考えです。それから次にこれの8ページを見ていただきたいのですが、8ページの下に第５があり、「その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項」というのがあって、これの9ページにいきますと、3番の啓発活動、それから（３）地域住民等に対する啓発活動がありますので、法律に照らしていけば、今回の事件は障がい者の差別という感じで、親によるものだから差別ではないという人もいるのですが、そういう観点で議論できるのではないかと私は思いまして、今日は弁護士の先生がおられないので残念ですが、とりあえず私の見た感じではそんなことで、ここでできる範囲で一つ意見がいただけたらうれしいと、そういうことで提案いたしました。以上です。

○会長　貴重なご意見、ありがとうございます。１点目の委員のご意見は、検証報告書が取り上げた具体な事例についてのご意見で、２点目の委員のご意見はそもそも差別解消協議会の守備範囲、役割についてのご意見だと伺っております。いずれも重要なご意見だと思いますので、事務局よりご回答いただけないでしょうか。

○事務局　はい、事務局でございます。まず、１点目の委員からのご意見についてご回答させていただきます。委員からまず事例２、墨字版で１６ページ、点字版では５２ページになりますが、肢体不自由の人の飛行機搭乗権についてのご意見でございました。不当な差別的取扱いにあたるのか、また合理的配慮の不提供にあたるのかなどにつきましては、個別の事案ごとに検討して判断する必要がございます。本事例に関しましては、大阪府が把握し得た限られた情報を合議体にお示ししまして、論点を点字版では５９ページに記載しておりますが、解消法の基本方針に照らし合わせまして、当事者ご本人のお話をお聞きし、結果的に搭乗できていることを踏まえまして、物理的環境に壁がある中で、現場において、規則の柔軟な運用による合理的配慮の提供ができなかったのか、などについて合議体でご議論いただいたものです。当然、論点にも記載しておりますが、状況によっては不当な差別的取扱いにあたる可能性についても言及しております。続いて事例５の病院におけるシャワー介助、墨字版では２０ページ、点字版では６８ページに掲載しておりますが、本事例におきましては、シャワー介助が必要な別の女性については、同性介助であったというのを踏まえまして、障がいのある人とない人との異なる取り扱いの観点からご検討いただいたものです。いずれにしましてもご指摘の点も参考にさせていただきながら、合議体における事例検証に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、２点目の委員からのご意見に対するご回答をさせていただきます。昨年末に寝屋川市で発生した監禁死亡事件は誠に遺憾な事件であると考えております。本事案につきましては、大阪府障がい者自立支援協議会のもとで、障害者虐待防止法に関する調査審議を行う障がい者虐待防止推進部会におきまして、すでに検討を行っております。虐待防止法では養護者虐待につきましては、市町村において対応を行うこととされていること、またこの事案が中学生のころから監禁が始まっていることなどから、部会では市町村の障がいや児童、教育、障がい年金等の関係課が連携して検証する必要があるとして、その旨を課題に掲げているところでございます。本日の委員からのご意見は、事件発生の背景に社会全体の障がいへの理解不足や、知識の偏りが要因の一つであるのでないかとのご指摘であると理解しております。解消法で規制対象としているのは、行政機関または事業者による障がいのある方への対応となっておりますが、差別解消を図るためには啓発活動が重要であることから、解消法の第１５条におきまして、啓発活動が国や地方公共団体の役割にしっかりと位置付けられております。検証報告のまとめの部分、墨字版では５２ページ、点字版では１９２ページに記載しておりますが、障がい者差別解消に向けてはすべての人が障がい理解を深めることが重要であることから、大阪府民に対する障がい理解に関する啓発に取組む旨を盛り込んでおります。委員のご指摘を踏まえまして、障がい者やその家族が日ごろから周囲の理解や配慮を感じられることで、社会とのつながりが広がるよう啓発活動の充実向上を検討しまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。時間の制約もございますので、議題２につきましては、これぐらいにしたいと思います。あと、議題３その他ですが、障がい者差別解消ガイドライン改定案に対する大阪府民の意見とパブリックコメントは、参考資料１ですでに説明をいただいているとおりでございます。平成３０年度障がい者差別解消推進事業と出前講座事業について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　はい、事務局でございます。それでは参考資料2の平成３０年度障がい者差別解消総合推進事業についてご説明させていただきます。こちらは平成３０年度の予算（案）をお示しさせていただいております。予算につきましては、今後議会でのご審議になることになりますので、あくまでも（案）ということで、ご了解いただきますことをお願い申し上げます。少しかいつまんでポイントとなる部分だけをご説明させていただきます。

予算（案）総額は2２.０９８,０００円となっております。これは昨年度の予算額より

１,２７８,０００円増となっております。次にやる事業としましては、広域支援相談員体制整備、また差別解消協議会・合議体の開催と続きます。点字版では２ページ目に移りますが、（３）条例施行状況評価ワーキング等の開催をおこないたいと考えております。来年度は条例附則に規定する条例の見直し検討規定を踏まえまして、条例の運用状況の評価をおこなうワーキング等を開催したいと考えています。

次に心のバリアフリー推進事業、点字版では２ページ中段移行となります。今年度出前講座で業務系の研修プログラム、特にＤＶＤ等を作成いたしました。この研修プログラムにつきまして、来年度大阪府内企業等において周知・啓発を図るとともに、こういったものを活用した研修の実施を支援する事業を来年度実施したいと考えております。次に点字資料は３ページ、墨字資料では、参考資料の２の括弧がけになりますけれども、現在心のバリアフリー推進事業は公募型プロポーザル方式として選定することで進めているところでございます。

続きまして、参考資料３をご覧いただけますでしょうか。平成２９年度出前講座事業についてのご報告となります。本日、この事業について、ただ今からＤＶＤをご覧いただきたいと考えております。このＤＶＤにつきましては、基本編と対応編で構成されております。基本編は法や社会モデルの理解を深めることを目的として上映時間は１０分程度、対応編は障がいのある方が直面する困りごとを紹介して、その解消に向けた工夫や配慮について考え、実現することを目的としております。上映時間は２０分程度でございます。それでは今から基本編、対応編について順にご覧いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○会長　時間の制約がありますので、基本編か対応編のどちらかに限定してご紹介いただくことは可能ですか。おそらく今日出席いただいている委員の方からすれば基本編のそもそも論はもうご理解いただいていると思うので、実際これが現場で使えるかどうかが、対応編ＤＶＤのところではないかと思うのです。そうしますと、対応編のところだけご紹介をいただくということでは、いかがでしょうか。

○事務局　はい、分かりました。それでは、対応編のみで今日は上映させていただきます。映像を流す前に少しだけ補足をさせていただきます。今からご紹介するＤＶＤなのですが、完全な仕上がりではございません。表現が適当でないところや不備な箇所もところどころ見受けられるかと思います。本日はご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。3月末の完成に向けまして、さらにブラッシュアップさせてまいりますので、気になる点がございましたら、後日でも構いませんので、お知らせくだされば幸いでございます。それでは上映いたします。

＝ＤＶＤ上映＝

○会長　はい、ありがとうございました。DVDはいかがでしたでしょうか。それでは、お一人お一人にこれについてのご意見を頂戴したいところでございますが、すでに予定している時間を過ぎております。それでは、今日の主題にあります議事事項をすべて終了したということで、事務局にお返ししたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○事務局　本日は長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございました。また熱心なご議論により少し時間が超過してしまいまして、申し訳ございません。最後に事務連絡でございます。差別解消協委員の皆さまの任期についてお知らせをいたします。任期につきましては、平成２８年４月から平成３０年３月末までの２年間となっております。改めて手続き等に関しまして、事務局よりご連絡を差し上げますので、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、これにて第５回大阪府障がい者差別解消協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたり熱心な議論をいただきありがとうございました。皆さま、お忘れものがございませんように、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

（終了）